

鳥取市体育協会運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市体育協会運営費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、アマチュアスポーツの普及発展とスポーツ人口の拡大に努めるため、スポーツ関係機関・団体等との連携のもとスポーツに関する施策の企画及び運営を行う鳥取市体育協会（以下「協会」という。）に対し補助金を交付し、もってスポーツの振興と住民の健康増進に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度において協会が行う前条に規定する企画及び運営に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費（会費等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、事業計画書、収支予算書及び資金計画書を添付して毎年4月30日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第6条 本補助金の交付は、協会の運営が円滑に行われるよう、資金計画書に基づいて、概算払いで交付することができるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助金の交付された翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。